

1. 背景と本部会での実施内容

- 水循環基本法の基本理念 : 地下水を「国民の共有財産」として、飲料水の安全性を確保するだけでなく、地下水資源の保護や生態系の保全を図る
- 国内における地下水汚染発見時の対応状況 : 自治体が措置命令を発出せずに、汚染原因である事業所と協議して、自主的な地下水環境保全に取り組んでいる事例が多い

実施内容①: 「地下水汚染に対する合理的な対応方法の考え方」について記載した指針（以下、公開資料）の作成

- 地下水保全の重要性を認識する内容に触れることで、地下水汚染が発見された際に、法や条例外の自主的な措置を行う場合でも積極的に措置に取り組む機運を醸成
- 自治体や汚染原因となる事業者を中心として地域の関係者（ステークホルダー）が協力し、地下水汚染への対応を合理的に進めるための目標の考え方や手順を提示

実施内容②: 土壌環境センターの会員企業が「公開資料」に記載されている対応を適切に進めるための技術資料（以下、手引き）の作成

- 手引きはセンター会員企業に限定して公開される資料であり、自治体や事業者から業務を委託された企業の技術者が公開資料の内容を適切に実行できることを目指す

2. 公開資料の構成

公開資料のブラッシュアップに伴い、より理解しやすい構成・内容に変更した。昨年度に報告した内容からの主な変更点を以下に示す。

- 地下水の利用と保全の重要性を認識してもらうため、2章に「地下水利用と保全の重要性」を追加。関連した概念図を提示（要旨参照）。
- 2章「地下水汚染の原因と特徴」に、特定の汚染源が存在する地下水汚染（点源汚染）と存在しない地下水汚染（面源汚染）があり、本書は点源汚染のみ対象とすることを明記。
- 2章「地下水汚染が存在することによる様々なリスク」のリスクの項目及び内容について再整理して、具体的なリスクの概要や影響対象について記載（表-2）。
- 2章「法律・条例における地下水汚染によるリスクの考え方」では、条例が対象としているリスクを示し、健康リスク以外のリスク低減を目指している自治体があることを明示。
- 3章「地下水汚染に対応することの重要性」で地下水汚染状況を新たに図示して、措置の有無による地下水汚染の拡散状況の違いを可視化。
- 3章の「短中期的な目標」と「長期的な目標」の概略内容を表で示して強調（要旨参照）。
- 4章では、対象とする有害物質と、それらの地下水中の挙動について説明した一覧表を検討。
- 5章の地下水汚染の発見契機別の概念図とフローを分かり易く理解できるように内容を一部修正（図-1、図-2）。
- ステークホルダー間の連携は地下水汚染の発見契機別に示し、事業所外汚染発見契機型については対応の過程によりステークホルダーの関係が変わる図に変更した（図-3）。

表-1 公開資料の目次と各章の概要

目次		各章の概要
1章	はじめに	地下水保全の基本理念と地下水汚染が発見された場合の対応に関する現状の課題 地下水汚染の対応を合理的に、ステークホルダー間で協力して進める重要性
2章	地下水汚染に関する基本情報	地下水利用と保全の重要性
		地下水汚染の原因と特徴
		地下水汚染が存在することによる様々なリスク
		法律・条例における地下水汚染によるリスクの考え方
3章	本指針が提案する地下水環境保全の目標	地下水汚染に対応することの重要性
		地下水環境保全措置を行う場合の目標設定
		短中期的な目標
		長期的な目標
4章	対象とする有害物質	地下水環境基準が定められている28項目が基本 帯水層での挙動が概ね明確である有害物質（鉱物油やPFAS類）であれば適用可
5章	地下水環境保全を行うための考え方とステップ	地下水汚染の発見契機
		事業所内汚染発見契機型
		事業所外汚染発見契機型
6章	まとめ	本書の活用、地下水環境保全が進められることに対する将来への期待

表-2 地下水汚染が生じることによるリスク

リスクの分類	リスクの概要	代表的な影響対象
健康リスク	飲用・接触による人体への影響	地域住民・就労者
健康リスク以外のリスク	生活環境リスク 地下水利用制限、不快感	地域住民
	自然環境リスク 生態系・地盤機能への影響	地盤中に存在する生物
	経済リスク 不動産価値下落	地域住民・地域内の事業者
	社会リスク 事業継続コスト増、事業活動制約による損失	地域内の事業者
	企業評価の低下	事業者
	地域資源の価値低下、風評被害	地域住民・自治体

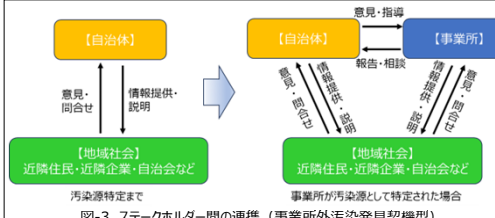


図-3 ステークホルダー間の連携（事業所外汚染発見契機型）



図-1 事業所内汚染発見契機型の概念図とフロー



図-2 事業所外汚染発見契機型の概念図とフロー

3. まとめ

①公開資料について

現在作成済みの公開資料について、様々な立場のステークホルダーから意見を聴取し、指摘事項を反映した後に一般公開を行う予定である。今後の主な課題を以下に列記する。
 ・ 地下水環境保全の目標について、理念と実際の措置に対する目標は区別すべきである認識しているが、どのような設定方法であれば全てのステークホルダーに納得感を得られるか。
 ・ 事業所や自治体の規模や汚染されている土地の利用状況によって「合理的な対応」は異なると考えられるが、措置の具体的な実施方法について更に加筆する必要があるか。

②手引きについて

実際に地下水汚染が発見された場合、措置の手順や実施内容は必ずしも画一的とならない。センター会員限定資料として、経験の浅い技術者でも適切に資料を用いて汚染状況に応じた措置の計画や立案ができるように、手引きの内容を拡充すると共に、適切な解説書となるようにブラッシュアップを継続する予定である（次年度に概要を報告予定）。